

電子取引に関する利用規則の変更新旧対照表（通常口座）

商品先物取引の電子取引に関する利用規則【改訂後】	商品先物取引の電子取引に関する利用規則【改訂前】
<p>(取引証拠金の額および差し入れ、または預託の時期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 委託者は、委託者が行った取引により、差引損益金通算額の損金が預り証拠金を超過する場合には、<u>当該超過分を、当社が指定した日時に支払わなければならない。</u></p>	<p>(取引証拠金の額および差し入れ、または預託の時期)</p> <p>第20条 取引証拠金の額および差し入れ、または預託の時期については、受託契約準則第11条を準用するものとし、取引証拠金の追加差し入れ、または追加預託については、同条第2項を準用するものとする。また、委託者証拠金に任意の割増率を乗じた任意証拠金を徴収する場合があるものとする。尚、同条第3項に規定する計算上の利益額の払出し等については以下のとおりとする。</p> <p>一 値洗損益金通算額が益となる場合の当該益の額に相当する金銭の払い出しはできないものとする。</p> <p>2 委託者は、委託者が行った取引により、差引損益金通算額の損金が預り証拠金を超過する場合には、<u>当該超過分を、当該超過が生じた日から6営業日以内当社に支払わなければならない。</u></p>
<p>(建玉の処分)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>	<p>(建玉の処分)</p> <p>第21条 委託者が当社から不足する取引証拠金の差し入れ、または預託の請求を受けたにもかかわらず、翌営業日の正午までに以下の各号のいずれかの方法により不足する取引証拠金の充足を行わない場合には、当社は受託契約準則第14条に基づき委託者の建玉の一部または全部を任意に処分することができるものとする。</p> <p>一 取引証拠金の差し入れ、または預託（不足請求額）</p> <p>二 不足する取引証拠金額以上の取引証拠金額となる未決済建玉を決</p>

<p>4 委託者は、前3項による委託者の建玉の処分による差引損益金通算</p>	<p style="text-align: center;">済</p> <p>三 前各号を組み合わせた方法による充足</p> <p>2 当社は、以下の各号に掲げる銘柄の当月限建玉のうち、納会日が属する月の15日（とうもろこしにあっては当月限納会日の属する月の1日、休業日の場合は順次繰り上げる。）の午後4時以降に本規則第8条第2項を満たしている建玉を除く委託者の建玉を、受託契約準則第15条第4項または第16条第2項の規定に基づき、任意に処分することができる。</p> <p>一 東京商品取引所 金（標準取引）</p> <p>二 東京商品取引所 銀</p> <p>三 東京商品取引所 白金（標準取引）</p> <p>四 東京商品取引所 パラジウム</p> <p>五 東京商品取引所 ガソリン</p> <p>六 東京商品取引所 灯油</p> <p>七 東京商品取引所 ゴム（RSS3）</p> <p>八 東京商品取引所 ゴム（TSR20）</p> <p>九 東京商品取引所 中京ガソリン</p> <p>十 東京商品取引所 中京灯油</p> <p>十一 東京商品取引所 とうもろこし</p> <p>3 当社は、委託者の建玉が受託契約準則第15条第3項第4項、第16条第2項、第24条、第26条第1項第2項第3項の規定に該当する場合には、その建玉を反対売買により処分することができる。</p> <p>4 委託者は、前3項による委託者の建玉の処分による差引損益金通算</p>
---	--

額の損金が預り証拠金を超過する場合には、当該超過分を、当社が指定した日時に支払わなければならない。

(金銭等の受渡し)

第22条

(現行どおり)

額の損金が預り証拠金を超過する場合には、当該超過分を、当該超過が生じた日から6営業日以内当社に支払わなければならない。

(金銭等の受渡し)

第22条 委託者は、本取引により注文をする場合には、事前取引証拠金を当社指定の銀行口座に振込入金し、または充用有価証券を当社宛の書留郵便により郵送もしくは持参するものとする。ただし、株式会社証券保管振替機構に預託されている充用有価証券を預託する場合には、証券会社に開設する委託者の証券口座より、株式会社証券保管振替機構を通じ、委託者が株式会社だいこう証券ビジネスに開設する充用有価証券保管振替口座への振替により移管入庫するものとする。なお、これらの手続に係る振込手数料または郵便料金等は、委託者の負担とする。

2 委託者は、預託した金銭または充用有価証券の返還を希望する場合には、本システムにおける「出金依頼」または「出庫依頼」により当社に通知するものとする。この通知があった場合には、当社は、受託契約準則第12条に従い、委託者指定の銀行口座への振込により当該金銭を返還し、または委託者宛の書留郵便により充用有価証券を郵送するものとする。ただし、株式会社証券保管振替機構に預託されている充用有価証券を返還する場合は、委託者が株式会社だいこう証券ビジネスに開設する充用有価証券保管振替口座より、株式会社証券保管振替機構を通じ、証券会社に開設する委託者の証券口座への振替により移管出庫するものとする。なお、これらの手続に係る振込手数料または郵便料金等は、当社の負担とするが、他に定める場合はこの限り

<p><u>4 当社は、委託者が本取引に係る当社に対する債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したときは、当社に預託されている委託者の資産を、当社の任意により委託者の計算において処分し、債務の弁済に充当することができるものとする。また、当該債務の弁済に充当した結果、残債務がある場合には、委託者は直ちに残債務の弁済を行うものとする。</u></p>	<p>ではない。</p> <p>3 当社は、委託者の取引口座に証拠金請求等の発生により不足が生じている場合には、出金または充用有価証券等の返還を行わないものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

電子取引に関する利用規則の変更新旧対照表（アクティブ口座）

商品先物取引の電子取引（アクティブ口座）に関する利用規則【改訂後】	商品先物取引の電子取引（アクティブ口座）に関する利用規則【改訂前】
<p style="text-align: center;">（証拠金の額および差し入れの時期）</p> <p>第18条 （現行どおり）</p> <p>2 委託者は、委託者が行った取引により、差引損益金通算額の損金が 預り証拠金を超過する場合には、<u>当該超過分を、当社が指定した日時に支払わなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（証拠金の額および差し入れの時期）</p> <p>第18条 新規の売付または新規の買付の注文を行うときは、当社の定める必要証拠金以上の額を、事前に預託するものとする。また、必要証拠金に任意の割増率を乗じた任意証拠金を徴収する場合があるものとする。なお、受託契約準則第11条第3項に規定する計算上の利益額の払出し等については以下のとおりとする。</p> <p>一 値洗損益金通算額が益となる場合の当該益の額に相当する金銭の払い出しはできないものとする。</p> <p>2 委託者は、委託者が行った取引により、差引損益金通算額の損金が 預り証拠金を超過する場合には、<u>当該超過分を、当該超過が生じた日から6営業日以内当社に支払わなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">（金銭等の受渡し）</p> <p>第19条 （現行どおり）</p>	<p style="text-align: center;">（金銭等の受渡し）</p> <p>第19条 委託者は、本取引により注文をする場合には、事前取引証拠金を当社指定の銀行口座に振込入金し、または充用有価証券を当社宛の書留郵便により郵送するものとする。ただし、株式会社証券保管振替機構に預託されている充用有価証券を預託する場合には、証券会社に開設する委託者の証券口座より、株式会社証券保管振替機構を通じ、委託者が株式会社だいこう証券ビジネスに開設する充用有価証券保管振替口座への振替により移管入庫するものとする。なお、これら</p>

<p><u>4 当社は、委託者が本取引に係る当社に対する債務またはその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したときは、当社に預託されている委託者の資産を、当社の任意により委託者の計算において処分し、債務の弁済に充当することができるものとする。また、当該債務の弁済に充当した結果、残債務がある場合には、委託者は直ちに残債務の弁済を行うものとする。</u></p>	<p>の手續きに係る振込手数料また郵便料金等は、委託者の負担とする。</p> <p>2 委託者は、預託した金銭または充用有価証券の返還を希望する場合には、本システムにおける「出金依頼」または「出庫依頼」により当社に通知するものとする。この通知があった場合には、当社は、受託契約準則第12条に従い、委託者指定の銀行口座への振込により当該金銭を返還し、または委託者宛の書留郵便により充用有価証券を郵送するものとする。ただし、株式会社証券保管振替機構に預託されている充用有価証券を変換する場合は、委託者が株式会社だいこう証券ビジネスに開設する充用有価証券保管振替口座より、株式会社証券保管振替機構を通じ、証券会社に開設する委託者の証券口座への振替により移管出庫するものとする。なお、これらの手續きに係る振込手数料または郵便料金等は、当社の負担とするが、他に定める場合はこの限りではない。</p> <p>3 当社は、相場変動等により不足が発生する場合は、出金または充用有価証券等の返還を行わないものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--